

岐阜県公報

号外 (六) 平成三十一年四月一日

目 次

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

一
ページ

岐阜県訓令甲第十一号

序中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「及び組織規則」を「組織規則」に改め、「秘書政策審議監」の下に「及び議会事務局長の職にある者」を加え、同条第十号中「規定する課長」の下に「及び議会事務局総務課長の職にある者」を加え、同条第十三号中「もの」の下に「及び議会事務局総務課の係長の職にある者（係長が置かれない係にあつては、当該係に属する課長補佐又は主査のうち最も上席のもの）」を加える。

第二十条中「及び議会事務局の職員」を削り、「労働委員会事務局長又は議会事務局長」を「又は労働委員会事務局長」に、「労働委員会事務局又は議会事務局の課長」を「又は労働委員会事務局の課長」に、「労働委員会事務局又は議会事務局の係長」を「又は労働委員会事務局の係長」に改める。

別表第三税務課の表二の項中「及び石油ガス譲与税法」を「石油ガス譲与税法」に

改め、「ガス譲税法」という。」の下に「自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第十九号。以下この項中「自重譲税法」という。）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第五条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「及び地方道路譲与税」を「自動車重量譲与税及び森林環境譲与税」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

3 自重譲税法第五条の規定による税額算定用資料の提出

別表第三危機管理政策課の表一の項から三の項までを次のように改める。

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号。）	一 災害救助法 （昭和二十二年法律第一百八十八号。以下この項中「法」といふ。） 法施行規則（昭和二十二年省令第一号。以下この項中「省令」という。）及び岐阜県災害救助法施行細則（昭和三十五年規則第六十七号。以下この項中「規則」という。）の施行事務	
1 法の施行に関する事務	1 法第十二条の規定による扶助金の支給 2 法第十六条の規定による災害救助等の日本赤十字社への委託 3 規則第二条の災害状況報告書等の受付 4 省令第一条第四項及び第五項の規定による公用令書の交付 5 省令第二条第二項の規定による物資の受領	1 法第四条第二項の規定による要救助者への金銭の支給 2 法第八条の規定による要救助者等への救助協力の命令 3 法第九条第二項において準用する法第五条第二項の規定による公用令書の交付 4 省令第一条第四項及び第五項の規定による公用令書及び公用取消令書の交付
六 原子力災害対応	別表第三危機管理政策課の表四の項課長専決事項の欄第一号中「（昭和三十七年政令第二百八十八号）を削り、同表五の項を削り、同表六の項課長専決事項の欄第一号中「緊急通行車両」を「緊急輸送車両」に改め、同項を同表五の項とし、同項の次に次のように加える。	三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下この項中「法」といふ。）の施行事務（道路法昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者の権限に係るものを除く。）及び災害対策基本法施行令（平成十二年政令第一百九十五号）第八条第二項の規定により読み替えて適用して適用する場合を含む。）の緊急通行車両であることを確認することの確認
1 法第七条第二項	別表第三危機管理政策課の表四の項課長専決事項の欄第一号中「（昭和三十七年政令第二百八十八号）を削り、同表五の項を削り、同表六の項課長専決事項の欄第一号中「緊急通行車両」を「緊急輸送車両」に改め、同項を同表五の項とし、同項の次に次のように加える。	1 法第二条第六号の規定による指定地方公共機関の指定
1 知事決裁事項である法第二十三条第一項の規定による災害対策本部の設置及び部長専決事項を除く法の施行に関する事務（道路法昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者の権限に係るものを除く。）及び災害対策基本法施行令（平成十二年政令第一百九十五号）第八条第二項の規定により読み替えて適用して適用する場合を含む。）の緊急通行車両及び証明書の交付	2 令第三十三条第一項（原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第一百九十五号）第八条第二項の規定により読み替えて適用して適用する場合を含む。）の緊急通行車両及び証明書の交付	1 知事決裁事項である法第二十三条第一項の規定による災害対策本部の設置及び部長専決事項を除く法の施行に関する事務（道路法昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者の権限に係るものを除く。）及び災害対策基本法施行令（平成十二年政令第一百九十五号）第八条第二項の規定により読み替えて適用して適用する場合を含む。）の緊急通行車両及び証明書の交付

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下この項中「法」という。）及び危険物の規制に	別表第三危機管理政策課の表七の項から九の項までを削る。	別表第三防災課の表一の項及び二の項を次のように改める。	1 法第十一条第一項の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下この項中「製造所等」という。）の設置	1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務	1 法第十一条第一項の規定による製造所等の位置、構造及び設備が法所定の技術上の基準に適合するための修理、
2 法第十条第二項の規定による専門的知識を有する職員の派遣の要請	2 法第十条第二項の規定による専門的知識を有する職員の派遣の要請	2 法第十一条の法の施行に関する事務	2 法第十条第二項の規定による専門的知識を有する職員の派遣の要請	2 法第十一条の法の施行に関する事務	2 法第十一条の法の施行に関する事務
3 法第二十七条の四後段（法第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）の市町村長への必要な助言の規定による報告の徴収	3 法第二十七条の四後段（法第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）の市町村長への必要な助言の規定による報告の徴収	3 法第十一条の五第一項及び第二項の規定による製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する法所定の技術上の基準に従つた危険物の貯蔵又は取扱いの命令	3 法第十一条の五第一項及び第二項の規定による製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する法所定の技術上の基準に従つた危険物の貯蔵又は取扱いの命令	3 法第十一条の三の規定による審査の危険物保安技術協会への委託	3 法第十一条の三の規定による審査の危険物保安技術協会への委託
4 法第三十一条の規定による報告の立入検査等	4 法第三十一条の規定による報告の立入検査等	4 法第三十二条第一項の規定による立入検査等	4 法第三十二条第一項の規定による立入検査等	4 法第三十二条第一項及び第二項の規定による製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する法所定の技術上の基準に従つた危険物の貯蔵又は取扱いの命令	4 法第三十二条第一項及び第二項の規定による製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する法所定の技術上の基準に従つた危険物の貯蔵又は取扱いの命令
5 法第三十二条第一項の規定による立入検査等	5 法第三十二条第一項の規定による立入検査等	5 法第三十二条第一項の規定による立入検査等	5 法第三十二条第一項の規定による立入検査等	5 法第三十二条第一項及び第二項の規定による製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する法所定の技術上の基準に従つた危険物の貯蔵又は取扱いの命令	5 法第三十二条第一項及び第二項の規定による製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する法所定の技術上の基準に従つた危険物の貯蔵又は取扱いの命令

10	法第十四条の 程の変更命令	三第三項の規定 による屋外タン ク貯蔵所の保安 に関する検査に 係る審査の危険
11	法第十六条の 四項の規定によ る製造所等に關 する災害発生防 止のための応急 措置の命令	物保安技術協会 への委託
12	法第十六条の五 第一項の規定に よる貯蔵所等の 所有者等に対す る資料の提出命 令若しくは報告 徴収又は職員に による立入検査、 関係者に対する 質問若しくは危 険物等の収去命 令	三第三項及び第 四項の規定によ る製造所等に關 する災害発生防 止のための応急 措置の命令
13	法第十六条の 六第一項の規定 による法違反者 の認可及び規 程の制定又は 同条第三項の規 定による予防規	5 法第十二条の 二第一項及び第 二項の規定によ る製造所等の使 用停止の命令
6	法第十二条の 三第一項の規定 による製造所等 の一時停止の命 令又は使用の制 限	6 法第十二条の 三第一項の規定 による製造所等 の一時停止の命 令又は使用の制 限
7	法第十二条の 四第二項及び第 三項の規定によ る移送取扱所に 関する調査、措 置及びその旨の 通知	7 法第十二条の 四第二項及び第 三項の規定によ る移送取扱所に 関する調査、措 置及びその旨の 通知
8	法第十三条の 二十四の規定に による危険物保安 統括管理者等の 解任の命令等	9 法第十三条の 二十四の規定に による危険物保安 統括管理者等の 解任の命令等
9	法第十四条の 二第一項の予防 規程の制定又は 同条第三項の規 定による予防規	

			別表第三文化伝承課の表中一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。
	委員及び臨時委員の任命		
			の前に次のように加える。
10	法第七条の三第六項の規定による病院の開設等の不許可	一 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号。以下この項中「法」という。)の施行事務	1 法第一百十条第一項の史跡名勝天然記念物の仮指定 2 法第一百十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定の解除 3 法第一百八十三条の二第一項の規定による文化財保存活用大綱の策定
9	法第七条の三第八項において読み替えて準用する同条第六項の規定による診療所の病床の設置等の不許可	一 医師法(以下この項中「法」という。)の施行事務	1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務
8	別表第三医療整備課の表中四の項を削り、五の項を四の項とし、同表六の項部長専決事項の欄中第三十六号を第三十八号とし、第十六号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げる、同欄第十五号中「第三十条の四第八項から第十項」を「第三十条の四第十項から第十二項」に改め、同号を同欄第十七号とし、同欄中第十四号を第十六号とし、第九号から第十三号までを二号ずつ繰り下げる、第八号の次に次の二号を加える。	二 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号。以下この項中「法」という。)及び保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この項中「法」という。)の施行事務	1 法第十四条第二項の規定による准看護師の处分及び同条第三項の規定による再免許の付与
7	別表第三医療福祉連携推進課の表中二の項を四の項とし、一の項を三の項とし、同項つ繰り上げる。	二 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号。以下この項中「法」という。)の施行事務	1 法第十六条第八第三項の規定による厚生労働大臣への意見の具申
6	別表第三医療整備課の表中六の項を五の項とし、七の項から二十三の項までを一項ずつ繰り上げる。	1 法第十四条第二項の規定による准看護師の处分及び同条第三項の規定による再免許の付与	1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務
5	別表第三医療整備課の表中二の項を四の項とし、一の項を三の項とし、同項	2 法第十五条第二項の規定による岐阜県准看護師試験委員の意見の聴取及び同条第三項の意見の聴取	1 法第十六条第八第三項の規定による厚生労働大臣への意見の具申
4	別表第三医療整備課の表中二の項を四の項とし、一の項を三の項とし、同項	3 法第二十七条第一項の規定による試験機関の指定	1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務
3	別表第三医療整備課の表中二の項を四の項とし、一の項を三の項とし、同項	4 法第二十七条の二第二項(法第二十七条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定に	

5 命令 法第二十七條 による指定試験機 関の役員の解任	6 法第二十七條 の十一第一項及 び第二項の規定 による指定試験 機関の指定の取 消し並びに同条 第二項の規定に による試験事務の 停止の命令	7 令第十一條第 一項の看護師等 養成所の指定及 び令第十六條第 一項の規定によ る指定の取消し	8 令第十八條の 准看護師養成所 の指定及び令第 二十条において 読み替えて準用 する令第十六条 第一項の規定に による指定の取 消	別表第三畜産課の表中「畜産課」を「畜産振興課」に改め、同表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を削り、四の項を二の項とし、五の項を三の項とし、六の項を削り、七の項を四の項とし、八の項から十の項までを三項ずつ繰り上げ、十一の項を削り、十二の項を八の項とし、十三の項を削り、十四の項を九の項とし、十五の項を削り、同表の次に次のように加える。 家畜防疫対策課
三 家畜伝染病予 防法（昭和二十 六年法律第百六 十六号。以下こ よる）	二 家畜保健衛生 所法（昭和二十 五年法律第十二 号。以下この項 中「法」という。） の施行事務	一 獣医師法（昭 和二十四年法律 第百八十六号。 以下この項中 「法」という。） の施行事務	事務の種類	副知事専決事項
1 家畜の伝染病 の予防のための 法第四条の二第 五項、法第五條			部長専決事項	し
1 部長専決事項を除 く法の施行に関する 事務	1 法の施行に関する 事務	1 法の施行に関する 事務	課長専決事項	

					の項中「法」という。)の事務
1 法第一項、法第二項第一項、法第六条第一項及び法第三十一条の規定による命令並びに法第三十一條第一項の規定による防止の措置	2 法第十二条の六第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による命令	3 法第十三条の四項の規定による患畜等の公示等	4 法第十七条及び第十七条の二第五項の規定による殺処分又は法第二十条の規定による病性鑑定による病性鑑定のための処分	5 法第三十二条第一項の家畜等の移動の制限等、法第三十三条の催物の開催の制	
行事務	五 成四年法律第四十六号。以下この項中「法」という。)の事務	四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下この項中「法」という。)の施行事務	行事務	六 牛海绵状脑症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号。以下この項中「法」という。)の施	
依頼	1 法第十条第二項の規定による国等への協力の事務	1 法第十一条第四項の規定による公表	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務	1 別表第四に掲げる専決事項を除く動物用医薬品等に係る法の施行に関する事務	6 法第四十八条の規定による農林水産大臣への協力の依頼等
	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務				限等又は法第三十四条の放牧等の制限等

別表第三農村振興課の表二の項部長専決事項の欄第一号中「第四十三条第二項」を
「第四十一条第二項」に改める。

別表第三用地課の表中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号。以下この項中「法」という。)の施行事務	1 法第十三条第一項の土地使用权等の取得についての裁定	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務
6 法第三十二条第一項又は法第三十七条第三項の特定所有者不令	3 法第二十二条第一項の土地使用权等の譲渡の承認	3 法第二十二条第一項の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十号とし、同欄第八号中「第九十三条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第九号とし、同欄第七号中「第七十五条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第八号とし、同欄第六号の次に次の一号を加える。
5 法第二十五条第一項の規定による原状回復命令	4 法第二十三条第一項の規定による裁定の取消し	4 法第七十条第四項の規定による裁決の申請
6 法第三十二条第一項又は法第三十七条第三項の特定所有者不令	5 法第二十五条第一項の規定による原状回復命令	5 別表第四土木事務所及び流域净水事務所の部三の項現地機関の長専決事項の欄第三号中「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改める。

明土地の収用又は使用についての裁定

別表第三道路維持課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第十三条第四項の」及び「第十七条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十七条第三項の」を「第十七条第四項の規定による」に改め、同欄第三号中「第二十条第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第四十四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第四十八条の二の」を「第四十八条の二第一項及び第二項の規定による」に改め、同欄第六号中「第四十八条の十三の」を「第四十八条の十三第一項から第四項までの規定による」に、「指定」を「指定等」に改め、同欄第九号中「第六条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十号とし、同欄第八号中「第九十三条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第九号とし、同欄第七号中「第七十五条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第八号とし、同欄第六号の次に次の一号を加える。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第三用地課の表の改正規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

平成三十一年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社